

高第1625号
障第 334号
令和3年5月10日

「まん延防止等重点措置」区域内
高齢者・障がい者入所施設 管理者 様

岐阜県健康福祉部長

新型コロナウイルス感染症まん延防止のための予防的検査の積極的な実施について

新型コロナウイルス感染症については、全国的に変異株による感染の拡大が継続しており、医療提供体制のひっ迫も生じていることから、5月7日に政府対策本部において、4都府県の緊急事態宣言を5月31日まで延長するとともに、5月12日から愛知県、福岡県を新たに緊急事態宣言区域に追加することが決定されました。

本県では、「第4波」の感染拡大を受け、4月23日に『「第4波」非常事態宣言』を発出し、「非常事態対策」を実行してまいりました。対策の一環として、国に対して「まん延防止等重点措置」区域への指定を要請し、5月7日に指定を受けたところです。

一方で、「非常事態対策」の実施にも関わらず、本県の感染拡大には歯止めがかかっておらず、5月7日には過去最多の130人の新規感染者を確認し、その後も連日100人超の感染者が確認されています。これに伴い病床使用率も50%を超え、人口あたりの新規感染者数、病床使用率が、ともに国基準の「ステージ4」（感染爆発段階）となるなど、極めて厳しい状況となっています。

このままの規模で新規感染が推移すると、半月程度でコロナ病床が全て埋まり、本県が取り組んでいる「自宅療養者ゼロ」の堅持が困難になる深刻な事態に陥るおそれがあります。

このため、県では、「まん延防止等重点措置」適用期間である5月9日から5月31日までを対策期間とし、引き続き医療提供・検査体制の強化を図るとともに、期間終了時には1日あたり新規感染者50人を切る程度となるよう、全ての県民の皆様とともに「オール岐阜」で、一段と強化したまん延防止対策を進めていくこととしております。

福祉施設の予防的検査については、これまでも、重症化リスクの高い利用者と介護・支援で利用者と密接に関わる職員の方々を守り、また地域での感染拡大防止と医療提供体制の確保を図るための重要な対策として取り組んできましたが、現在の深刻な感染拡大を食い止めるために「まん延防止等重点措置」適用区域（保健所設置市である岐阜市を除く）に所在する各施設におかれましては、5月9日から5月31日までの期間中に1回は予防的検査を実施していただきたいと考えております。

つきましては、本県が実施している「高齢者・障がい者入所施設に対する予防的検査」に未申込の施設におかれましては、5月12日までに、別紙「予防的検査 確認票」を下記提出先まで提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象施設

「まん延防止等重点措置」適用区域（保健所設置市である岐阜市を除く）に所在する高齢者・障がい者入所施設のうち、県が実施する予防的検査に申込をしていない施設。

※「まん延防止等重点措置」適用区域

（岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町）

※岐阜市に所在する高齢者・障がい者入所施設については、岐阜市が実施する予防的検査の対象となりますので、積極的にご活用ください。

2. 提出先等

（提出期限）令和3年5月12日（水）

（提出先）岐阜県健康福祉部 福祉施設社会的検査チーム FAX：058-278-3569

3. 提出物

別紙「予防的検査 確認票」

担当	岐阜県健康福祉部 福祉施設社会的検査チーム
連絡先	TEL：058-272-1111 内線2235, 2376, 4825, 4826 FAX：058-278-3569